

様式第1号（第4条関係）

申請日をご記入ください

橿原市市外火葬炉使用補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 橿原市長

申請者の住所と氏名をご記入ください。  
ただし、市外の火葬炉の使用料金を支払った方と  
同一人物としてください。  
異なる場合には委任状が必要です。

(申請者)

住所

氏名

橿原市市外火葬炉使用補助金の交付について、橿原市市外火葬炉使用補助金交付要綱第4条の規定に  
基づき、下記のとおり申請及び請求します。

支払った金額から、本市火葬料金を差し引いた金額をご記入ください。（別紙1参照）

記

1. 補助金の名称	橿原市市外火葬炉使用補助金			
2. 請求金額	円			
3. 振込先口座	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	
	口座名義人	カナ		
		漢字		

【添付書類】

- ・ 条例別表の市内の使用料が適用される者であることを証明する書類の写し
- ・ 市外火葬炉を使用した日を証明する書類の写し
- ・ 市外使用料の領収証の写し
- ・ 振込先が分かる通帳等の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

振込先の情報をご記入ください。  
ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開き下部に  
記載されている、「他金融機関からの振込の  
受取口座として利用される際」の内容を記載  
してください。  
また、添付書類は当該箇所が確認できる  
ようにしてください。

各必要書類を忘れずに添付してください。  
火葬対象により添付書類が変わります。（別紙2参照）  
不足のある場合は補助できません。

別表

区分		単位	使用料			
			市内	市外		
火葬場	火葬炉	大人（12歳以上）	1体につき	円 20,000	円 120,000	
		小人（12歳未満）	1体につき	10,000	60,000	
		4ヶ月以上の胎児	1体につき	5,000	30,000	
		汚物等（収骨を必要としない場合）	4kgまで	2,000	12,000	
			4kgを超え1kg増すごとに	500	3,000	
		汚物等（収骨を必要とする場合）			20,000	120,000
		小動物（犬猫等）	1体につき	10kgまで	4,400	26,400
10kgを超え5kg増すごとに	2,200			13,200		

「市外火葬炉の使用料金」から「本市斎場の市内火葬料金」を差し引いて補助額を算出し、記入してください。

「市外火葬炉の使用料金」は領収書等からご確認ください。

「本市斎場の市内火葬料金」は、上の別表から区分に応じた料金を採用してください。  
なお、汚物等（収骨を必要としない場合）と小動物については従量料金となっていますのでご注意ください。

（例1）大人（12歳以上）を火葬し、市外火葬炉の使用料金が10万円の場合

100,000円 - 20,000円 = 補助額 80,000円

（例2）15kgのペットを火葬し、市外火葬炉の使用料金が4万円の場合

40,000円 - 6,600円 = 補助額 33,400円

## 申請に必要な書類

**死亡された方が死亡時に檀原市民であった場合**

- ・申請書兼請求書（電子申請の場合は不要）
- ・死亡された方が死亡時に檀原市民であったことを証明する書類の写し（住民票の除票等）
- ・市外で火葬した日を証明できる書類の写し（火葬済証明書等）
- ・市外での火葬料金の領収証の写し
- ・補助金の振込先が分かる通帳等の写し

**小動物の火葬の場合**

- ・申請書兼請求書（電子申請の場合は不要）
- ・市外の火葬炉の使用者が檀原市民であることを証明する書類の写し（住民票等）
- ・市外で火葬した日を証明できる書類の写し（火葬炉使用許可証等）
- ・市外での火葬料金の領収証の写し
- ・補助金の振込先が分かる通帳等の写し
- ・火葬した動物の重さが分かるものの写し

**死亡された方が妊娠4ヶ月以上の胎児であった場合**

- ・申請書兼請求書（電子申請の場合は不要）
- ・胎児の母が檀原市民であることを証明する書類の写し（住民票等）
- ・市外で火葬した日を証明できる書類の写し（火葬済証明書等）
- ・市外での火葬料金の領収証の写し
- ・補助金の振込先が分かる通帳等の写し

**死亡された方が妊娠4ヶ月未満の胎児であった場合**

- ・申請書兼請求書（電子申請の場合は不要）
- ・胎児の母が檀原市民であることを証明する書類の写し（住民票等）
- ・市外で火葬した日を証明できる書類の写し（火葬炉使用許可書等）
- ・市外での火葬料金の領収証の写し
- ・補助金の振込先が分かる通帳等の写し
- ・医師または助産師の診断書の写し
- ・重量が分かるものの写し（収骨した場合は不要）

**生体分離肢体等の火葬の場合**

- ・申請書兼請求書（電子申請の場合は不要）
- ・市外の火葬炉の使用者が檀原市民であることを証明する書類の写し（住民票等）
- ・市外で火葬した日を証明できる書類の写し（火葬炉使用許可書等）
- ・市外での火葬料金の領収証の写し
- ・補助金の振込先が分かる通帳等の写し
- ・医師または助産師の診断書の写し
- ・重量が分かるものの写し（収骨した場合は不要）